

大阪大学大学院情報科学研究科並びに大阪大学サイバーメディアセンターと

マレーシア科学大学薬学部

並びにマレーシア科学大学コンピュータサイエンス学部との間における

### 学術交流に関する基本合意書

日本国・大阪大学大学院情報科学研究科並びに大阪大学サイバーメディアセンターとマレーシア国・マレーシア科学大学薬学部およびマレーシア科学大学コンピュータサイエンス学部は、四者間における研究協力を推進するために、下記の学術交流協定書に合意する。

四者は、その所属する研究者及び職員、専攻（学科）間および研究機関が相互に直接連絡を取り合い、協力することを促進するものとする。

互いの合意の範囲内で、概ね、下記に示す協力が行われるものとする。

- ・大学院生および学部学生の勉学及び研究のための訪問及び交流
- ・職員の研究、教育、意見交換のための訪問及び交流
- ・学術文献資料や研究発表論文などを含む情報交換
- ・共同研究活動

本基本合意書は、上記四者のいずれの研究機関に対しても、拘束力または法的な義務を課すものではない。上記の活動の詳細を共同で実施する際は、本基本合意書の付則として、別途、合意内容を定めるものとする。

四者は、すべての財政上の取り決めは協議の上で、また獲得できる資金の範囲内で決定することができるものとする。

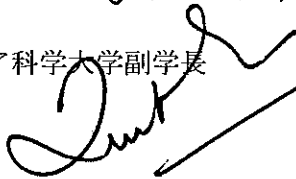
本基本合意書は、四者の代表者による署名完了の日に効力を生じるものとし、5年間有効とする。本基本合意書の解除は、四者間の合意があれば、いつでも可能である。また、四者のうちのいずれかが6ヵ月前に書面にてその旨を通告すれば、解除できるものとする。本基本合意書が有効期間内に解除されない場合には、本基本合意書の有効期間満了日の6ヵ月前までに、四者により本基本合意書の更新について協議を行うものとする。

本基本合意書の解除によって、継続中の共同活動がなんらかの影響を受けることが予測される場合は、当該者間で、その派生するいかなる問題に対しても相互の合意による友好的な解決を行うものとする。

本基本合意書は、和文及び英文で作成され、そのどちらも等しく正文とし、各研究機関は和文及び英文のいずれをも所持するものとする。

2008年10月22日

マレーシア科学大学副学長



Professor Tan Sri Dato' Dzul kifli Abdul Razak

2008年10月17日

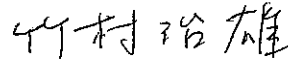
大阪大学大学院情報科学研究科  
研究科長



今瀬 真

2008年10月22日

大阪大学サイバーメディアセンター  
センター長



竹村 治雄